

## 第2回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第23号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第24号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第25号 いちき串木野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第26号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第27号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第28号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 予算議案第2号 令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第14 予算議案第3号 令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 第15 閉会中の継続審査について
- 第16 閉会中の継続調査について
- 第17 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第4号（6月25日）（木曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	宇都耕平君
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	市来支所長	橋口昭彦君
副市	長	中屋謙治君	教委総務課長	瀬川大君
教育	長	有村孝君	消防長	若松勝司君
総務課	長	東浩二君	学校教育課長	藏菌孝一君
政策課	長	北山修君	福祉課長	立野美恵子君
財政課	長	出水喜三彦君		

---

令和2年6月25日午前10時00分開会

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、監査委員から報告のあった令和元年度4月、5月分及び令和2年度4月、5月分の例月出納検査の結果をお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第13

議案第17号～予算議案第2号一括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第17号から日程第13、予算議案第2号までを一括して議題といたします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長宇都耕平君登壇]

○総務厚生委員長（宇都耕平君） おはようございます。

ただいまから総務厚生委員長報告を行います。長丁場になりますので、申し訳ないですけど、マスクを外させてください。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は単行議案12件、予算議案1件、継続審査の陳情1件の計14件であります。

去る6月17日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第17号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月27日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたことにより専決処分されたものであります。

専決処分された内容は、損害補償に係る補償基礎

額の引上げのほか、障害補償年金等の算定に用いる利率についての改正であります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。次に、議案第18号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたことにより専決処分されたものであります。

専決処分された内容は、低所得者の保険料軽減を強化するための第1段階から第3段階までの保険料の見直しで、これらに係る対象者及び影響額としましては、第1段階が1,811人で977万9,000円、第2段階が1,031人で1,170万9,000円、第3段階が1,056人で190万1,000円、合計4,168人で2,338万9,000円の減を見込んでいるとのことです。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。次に、議案第19号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことにより専決処分されたものであります。

専決処分された主な内容は、令和2年度以降の国民健康保険税の課税限度額の引上げのほか、低所得世帯の軽減の拡充を図るための軽減判定所得基準の見直しであります。

説明によりますと、これらに係る影響額としましては、課税限度額の見直しによる影響が63世帯の105万9,000円の増、軽減判定所得基準見直しによる影響が34世帯の22万1,000円の減をそれぞれ見込んでいるとのことです。

審査の中で、1人当たりの医療費が県内でワーストの状況が続いている。このことが国民健康保険税の負担へとつながるが、どう考えるかと質したところ、市民一人ひとりが自分事として捉え、健康に気をつけて、健康寿命を伸ばせるよう、周知・広報に努めるとの答弁であります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。  
次に、議案第20号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被用者等に対し、緊急的な措置として傷病手当金を支給するに当たり、急いでいちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことにより専決処分されたものであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。  
次に、議案第21号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被用者等に対し、緊急的な措置として傷病手当金を支給するに当たり、急いでいちき串木野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたことにより専決処分されたものであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。  
次に、議案第22号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、令和2年度いちき串木野市一般会計において、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置に急を要したため専決処分されたものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億711万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億1,711万5,000円とするものであります。

それでは、まず、歳入について申し上げます。

14款国庫支出金28億1,135万2,000円は、特別定額給付金給付及び子育て世帯への臨時特別給付金給付に係る事業費及び事務費であります。

17款寄附金250万円は、新型コロナウイルス感染症対策としての寄附金であります。

18款繰入金1億4,326万3,000円は、財政調整基金及びふるさと寄附金基金からの繰入金であります。

20款諸収入5,000万円は、食のまち応援商品券販売代金であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費の新型コロナウイルス感染症関連緊急雇用対策事業1,026万3,000円は、新型コロナウイル

ス感染症の影響に伴う市内企業等の業績悪化などにより離職や収入が減少した方を対象に、緊急雇用対策として臨時職員（会計年度任用職員）を上半期・下半期合わせて10名程度雇用するための報酬及び共済費が主なるものであります。

同じく総務費の特別定額給付金給付事業27億7,397万3,000円は、本年4月27日を基準日として住民基本台帳に記録されている給付対象者1人当たり10万円を給付する事業で、その給付金及び役務費が主なるものであります。

審査の中で、現時点での未申請者への対応について質したところ、施設等に入院・入所され、申請書等の郵送が返却された75件については、家族からの送付先変更依頼によるもののほか、民生委員等と協力して対応している。それ以外の方については、案内の文書を再送しているとの答弁であります。

3款民生費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業3,737万9,000円は、本年4月分の児童手当の支給者を対象に、対象児童1人当たり1万円を給付するものであり、その給付金及び役務費が主なるものであります。

4款衛生費は、新型コロナウイルス感染症の発症者発生時の迅速な対応や拡大防止に備え、必要な防護服やマスク等を購入するための費用250万円の追加であります。

審査の中で、コロナ対策について予防が大事と考える。消毒液を市で確保して、中小事業所にあっせんできないかと質したところ、取引業者にはあっせんできる状況にあるか確認するとの答弁であります。

7款商工費の新型コロナウイルス感染症関連食のまち応援商品券事業1億300万円は、本市独自の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、特に経営に苦慮している飲食サービス事業者への市民の消費を喚起するため、プレミアム率100%の食のまち応援商品券を発行するための需用費及び役務費であります。

同じく商工費の新型コロナウイルス感染症関連中小企業等緊急支援事業8,000万円は、本市独自の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、売上げが前年同月比5%以上減少した市内の中小・小

規模事業者、個人事業主の事業継続・経営安定を応援するための最大10万円の支援金の給付を行うための補助金であります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第23号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、改正するものであります。

説明によりますと、個人市民税関係で、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための措置として、一つ目が、未婚のひとり親に対する控除を創設するもの、二つ目が、女性寡婦または男性寡夫における控除について、その控除額の一部及び所得制限を同一に見直すもの。

また、これらの措置に伴い、非課税対象者について、生活扶助を受けている者のほか、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親と、対象を見直すものであります。

また、市たばこ税関係で、軽量の葉巻たばこについて、これまで重量に応じて課税していたものを紙巻きたばこと同様に、本数に応じて課税するよう課税方式を見直すものであります。

また、固定資産税関係で、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、相続人等の申請を義務化するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた地方税法の一部改正に伴い、改正するものであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を創設するほか、令和3年度課税の1年分に限り、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号いちき串木野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条文を整理するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い通知カードに係る手続が廃止されたため、通知カードの再交付手数料を廃止しようとするものであります。

委員の中から、今後、デジタル化が進む中で、マイナンバーカードを活用した多くの取組がある。庁内で連携し、普及に取り組んでもらいたいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、保育所等の連携を見直すために改正しようとするものであります。

説明によりますと、家庭的保育事業等を利用している乳幼児について、市が入所施設を優先的に調整できれば、これまで求めていた連携施設の確保が不要になるとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、保育所等の連携の基準等を見直すため改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,997万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億3,708万7,000円とするほか、第2条で地方債を補正するものです。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

14款国庫支出金1,042万5,000円及び15款県支出金2,061万8,000円は、事業費決定等に伴うものであります。

19款繰越金1,683万3,000円は、令和元年度決算見込みによる繰越金のうち、今回の補正財政所要額であります。

20款諸収入250万円は、コミュニティ事業助成金の計上であります。

21款市債690万円は、合併特例事業債の減額であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費の冠嶽芸術文化村構想推進事業1,135万5,000円は、関係人口と地域住民から成る創発コミュニティ「えんたく」が自走しつつ、地域における文化芸術振興と地域経済活動の継続を図るもので、冠岳小学校跡地の利活用検討や8ミリフィルムによる地域記録映画事業などの委託料であります。

委員の中から、地方創生の目標を達成するためにも、創発コミュニティ「えんたく」と地域が連携しながら取組を進めていく必要があるとの意見が述べられたのであります。

同じく総務費のコミュニティ事業助成金250万円は、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業を活用して地域の活性化を図り、住民福

祉の向上に資するため、中央地区まちづくり協議会が行う「なつかシネマ」などのイベントや、地域活動で利用するプロジェクター、スクリーン等の備品を購入するための助成金であります。

3款民生費の福祉バス更新事業1,922万1,000円は、導入後17年を経過する福祉バスを更新するための備品購入費が主なるものであります。

同じく民生費の新型コロナウイルス感染拡大防止事業390万円は、放課後児童クラブ等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクや空気清浄機などの備品を購入するための補助金が主なるものであります。

4款衛生費の産後ケア事業施設における感染拡大防止対策事業50万円は、本市で産後ケア事業を実施する事業所に対するマスクや消毒液等の衛生対策用品の購入費であります。

次に、第2条地方債の補正は、合併特例事業債について、今年度分を3億8,860万円から3億8,170万円に変更しようとするものであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

申し訳ございません、読み間違いがありましたことを報告いたします。

議案第18号の報告内容の修正をお願いします。

第2段階の対象者について、1,031人を1,301人に訂正してください。申し訳ございませんでした。

**○議長（下迫田良信君）** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第2号については2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留いたしますので、御了承願います。

まず、議案第17号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第18号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第19号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第20号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第21号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第22号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第23号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号いちき串木野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号いちき串木野市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田中和矢君登壇〕

**○産業教育委員長（田中和矢君）** 産業教育委員長の報告をいたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、予算議案1件であります。

去る6月18日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

予算議案第2号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものであります。

17款寄附金200万円の追加は、薩摩藩英国留学生記念館に対する寄附金であります。

20款諸収入235万1,000円は、プレミアム付商品券事業における事務費の確定に伴う過年度未収金であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

6款農林水産業費の林業振興費は、林業・木材産業構造改革事業4,982万5,000円の計上であります。

説明によりますと、林業施業の集約化や持続的な林業生産活動の推進、地域材の安定的な供給及び未利用木材資源の利用等を促進するための高機能林業

機械の導入に対し、事業費の2分の1以内を補助するとのことであります。

同じく農林水産業費の水産業振興費は、水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業2,232万円の計上であります。

説明によりますと、本事業は、新型コロナウイルスの世界的な流行により、輸出先の消費行動の変化で停滞している輸出の維持・強化のために国の支援メニューを活用し、新たな販路で販売を行うものとのことであります。

7款商工費の観光費は、甕大橋開通記念「かけはしクーポン」誘客事業費530万円の計上であります。

説明によりますと、8月29日の甕大橋開通に合わせ、フェリーニューこしきの利用者に対し、市内飲食店、観光、宿泊事業所等で使用できる500円分のクーポン券と薩摩藩英国留学生記念館の優待券を配布し、市内への誘客・消費拡大を図るとのことであります。

審査の中で、市内の事業者も新型コロナウイルス関連で非常に売上げが落ちている。市内には多くの業種があるので、広く使えるような体制を取れないのかと質したところ、市内飲食店、小売店、物産館、ホテル、タクシーなどを想定しており、おしらせ版等で広く公募し、なるべく多くの参加を募っていきたいとの答弁であります。

また、甕大橋の開通によって、どのような影響があるのかと質したところ、橋がつながり、甕島が一つにつながるということは、甕島の中での移動が非常にスムーズになることで観光客は増えていくと考える。大きなチャンスと捉え、この機会に情報収集に努めたいとの答弁であります。

同じく商工費の薩摩藩英国留学生記念館管理費は、展望デッキの修繕及び紙芝居作成等に係る200万円の追加であります。

審査の中で、観光客が少なくなっているが、薩摩藩英国留学生記念館の入館者に大きな変化はあるのかと質したところ、新型コロナウイルスの影響で、4月14日から5月16日まで休館、それ以外の期間についても、平常時に比べて入館者はかなり減少している。土日に関しては、徐々に回復傾向にあるとの

答弁であります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

失礼しました。日にちを誤って読み上げておりました。「新型コロナウイルスの影響で4月14日から5月16日」と読みましたが、正しくは「5月6日」の間違いでありました。訂正いたします。失礼いたしました。

**○議長（下迫田良信君）** これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これから保留いたしておりました予算議案第2号について討論・採決に入ります。

予算議案第2号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 予算議案第3号

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第14予算議案第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

**○市長（田畑誠一君）** 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算議案第3号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として国の令和2年度補正予算に計上された事業の実施に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,327万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億9,036万1,000円とするものであります。

それでは、歳出から款を追って説明を申し上げます。

3款民生費は、児童福祉費で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の計上であります。

10款教育費は、教育総務費で、児童生徒に対し1人1台のパソコン端末を整備する公立学校情報機器整備事業の計上、保健体育費で、公立幼稚園及び小中学校に保健衛生用品等を整備する学校保健特別対策事業費の計上であります。

これに伴う歳入は、14款国庫支出金で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費及び事務費並びに公立学校情報機器整備費及び学校保健特別対策事業費の計上、18款繰入金で、財政調整基金繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（下迫田良信君）** これより質疑に入ります。

予算議案第3号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

**○10番（東 育代君）** 10款教育費、教育総務費について少しお聞きしたいと思えます。

先ほど市長のほうから説明を受けました公立学校情報機器整備事業のことについてでございますが、今回のこの事業は、学校の臨時休業等の緊急時において、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に整えるためとお聞きしました。

その中で4点お聞きします。

家庭のインターネット等の整備状況について、いかがかということ。インターネットについてです。

それから、未整備家庭への対応はどうかということ。

それから、導入後のランニングコストについてはどうかということ。

それから、学校、あるいは保護者とのこれから協議も必要となると思うんですが、オンライン授業が始まった場合、そこら辺のことについての対応はどうかということをお聞きします。

**○教委総務課長（瀬川 大君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、家庭のインターネットの整備状況でございますが、児童生徒の各家庭におけるWi-Fi環境につきましては、5月に実施いたしました簡易な調査によりますと、小学校ではおおよそ86%、中学校ではおおよそ91%がWi-Fi環境にあるというふうに捉えているところでございます。

感染症等による学校休業時のオンライン学習につきましては、当面Wi-Fi環境が整っている家庭の児童生徒につきましては家庭で授業を受けていただきまして、Wi-Fi環境が整っていない家庭の児童生徒は学校に登校して、1教室に数名ずつ、当分の間、分散して配置して、三密を避けた上で学校でオンライン授業を受けていただくということを考えているところでございます。

今後、Wi-Fi環境のない家庭につきましては、インターネット環境のある家庭ではWi-Fiルーター、インターネット環境のない家庭ではモバイルWi-Fiルーターの活用等について、機器の購入費やランニングコストとしての通信費の負担の在り方など、公平性の上からも検討すべき課題が多数ありますけれども、他市の状況等も調査しながら研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○10番（東 育代君）** かなりの家庭でインターネットの環境整備が整っているということでお聞きいただきましたが、この1億1,368万5,000円の中には一般財源のほうも5,239万5,000円入っておりますので、全ての子どもたちに、やはり公平性の面からも、何とか対応をしていただきたいなという思いがしてお

聞きしたところですが、学校へ登校して、分散登校ということでお聞きしました。全ての子どもたちに公平に授業が受けられるように。

それから、もう一つに、導入後のランニングコストというのがちょっとお聞きできなかったことと、それから、学校と保護者との調整ということになるんですが、学校のほうではオンライン授業に対する研修の現状。進んでいるのかどうか。オンライン授業になったときに、すぐに対応ができるのかどうか、そこら辺をお聞きします。

**○教委総務課長（瀬川 大君）** 今後のランニングコストの関係でございますが、モバイルWi-Fiルーターにつきましては、購入費で1台当たり2万円前後の費用がかかるというふうに捉えているところでございます。

ランニングコストといたしましては、通信費が月額数千円、ギガ数によって大分変わってくるんですけども、通信の授業をするのであれば、動画を映すということになりますので、ちょっと多めのギガ数が必要になってくると思いますが、2,000円、3,000円、そういう通信費が必要になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

また、Wi-Fiルーターのリースというのがありますけれども、このオンライン授業の通信料を考慮いたしますと、1年契約で1人月額5,000円を超える費用がかかることも想定されているようでございます。

以上です。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 教職員の研修について御説明いたします。

本市では、昨年度から、市内の全小中学校の教職員を会員として、ICT教育研究会による活動を行っております。今年から小学校で実施されているプログラミング教育についての実践発表や年間指導計画の作成、テレビ会議システムZoomを使ったオンライン授業体験など、ICTの教育利用についての研究や情報交換、資料作成等に取り組んでいるところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3

波も考えられます。オンライン学習の普及が求められておりますので、オンライン学習を充実させるためには、児童生徒、そして教職員もふだんからこの機器に親しむということが大切であると考えております。

PC端末の整備とともに、対応できる教員を育成するための研修の充実、これにつきましては今後も充実を図っていききたいと考えているところでございます。

以上です。

**○10番（東 育代君）** 通信費が月5,000円ぐらいかかるのではないかとこのことでお答えいただきましたが、これは家庭に負担がかかるということになるんですね。

それと、今、オンライン学習の研究会を進めているということで、先日、新聞を見せていただきましたが、いちき串木野市の教育有志でということで、頂いた中では、今40名ぐらいがこれに参加しているということでございました。全体で何名先生方がいらっしゃるのか分からないんですけど、そこを含めて今後の課題になると思いますが、そこら辺をもう少しお聞かせください。

**○教委総務課長（瀬川 大君）** ランニングコストとしての通信費の負担の在り方についてでございますけれども、公平性の上からも検討すべき課題は多数あるんですけども、全てを家庭に持ってもらふべきなのか、市が補助すべきなのか、そういうものも含めて、他市の状況も調査しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 教職員の研修につきましては先ほど申し上げましたが、このICT教育研究会につきましては、先日、6月2日に実施したセミナーに44人の教職員、市教委職員等が参加しております。やはり教職員の意識向上というところが大変大事ですので、市教委としても指導してまいりたいと思います。

また、各学校にはICT支援員を派遣しております。全ての学校に毎月1回、訪問しております。ICTを活用した教育活動の支援を行っておりますが、業務としては主に四つでございまして、

まず、授業関連、校務関連、研修関連、環境整備関連の四つでございます。

授業関連については、授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等を行っております。

校務関連といたしましては、校務支援システムの操作支援、ホームページの作成・更新、それからメール一斉送信等の情報発信等の支援などを行っております。

また、研修関連といたしましては、研修の企画支援、準備や実施等を行っております。

そして、環境整備関連につきましては、日常のメンテナンス支援、ソフトウェア更新、ネットワークのトラブル対応といったもので学校の支援を行っております。

このような総合的な対応で、各学校のICT環境の整備、そして、ICT関連の教育活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○6番（中村敏彦君）** 同じ10款教育費なんですが、6月中旬ぐらいの南日本新聞を見てたら、ほぼほぼ県内の各市町村で議会開会当初に提案がされて、大方、新聞紙上に予算も公表されてましたけど、まず1点は、今日に至った理由ですね、それが一つ。

もう一つ。その頃の新聞ずっと見てみると、日置市がこの予算に1,113万円、志布志市が1,656万円、うちは10倍ぐらいの予算なんだけど、この違いは何だろうかなと思ったので、2点お聞きします。

**○教委総務課長（瀬川 大君）** ただいまの質問の1点目の提案が今に至った理由でございますが、パソコン整備に関する当初の計画では、今年度、小学5年、6年、中学1年生について整備する予定でございました。それが、5月中旬ぐらいに国からGIGAスクール構想に係る令和2年度補正予算の説明がありまして、その時点で、本年度で小中学校の全ての児童生徒に対する1人1台のパソコン整備の方針が示されたところでございます。

その方針を受けまして、児童生徒1人1台の端末整備を進めるため、学校との調整や見積りの聴取など、パソコン導入の準備を進めてきたところであり

まして、今回、事業概要の調整が図られたところでございます。

また、パソコンが全国一斉に調達されるということをご考慮いたしますと、年度内の調整も厳しくなることも考えられることから、少しでも早く対応する必要があると判断いたしまして、提案の時期が今になったところでございます。

それと、他の市町村の予算が低いのはというような話でございますが、事業費といたしましてはリースという方式もあるんですけども、今回の補助事業は本年度のみの事業とされております。よって、予算は、単年度会計の原則というのがありまして、リース方式の場合、後年度の負担経費につきましては補助の対象外となります。端末のリース経費につきましても、後年度負担分は補助対象とならないために、端末の購入費相当額は、本年度で支出をしなければならぬということ、購入費を支払うことと変わりはないような状況になるのではないかと捉えております。

それと、先ほどありました1,000万円の予算計上ということでございますが、1,000万円を1台当たり4万5,000円で除したならば200台しか購入ができないというような状況もございます。他市の状況でございますので詳細は分かりませんが、1,000万円では機器がそろえられないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

**○6番（中村敏彦君）** 先ほどの同僚議員からの質問にもありましたが、かなりの差があったので、今の答弁を聞く限り、長期的に見たときに、我が市のほうがコストダウンできるという判断だったんですね。

もう一つは、私もほかの市がどういう形でこんなになったのか調べようと思ったら、まだどこも議会が終わってなくてネットにはアップされてなかったので、今の答弁はちょっと理解できます。またいざれそういう時期が来たら、資料を提示いただければと思っております。

もう1点。先ほど教育委員会総務課長から答弁がありましたが、全国一斉に導入なので、いつ頃にな

るんだらうかと正直思います。そこら辺の見通しは  
どうなんでしょうか。

**○教委総務課長（瀬川 大君）** 機器の導入につき  
ましては、全国一斉に導入ということと言われてお  
ります。業者等とも調整する中でいろいろお聞きし  
ますと、なかなか調達が難しい状況もあるというよ  
うなことでございます。恐らく3月中の調達という  
ふうになるのではないかと考えているところでござ  
います。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○8番（濱田 尚君）** 3款民生費のひとり親世帯  
臨時特別給付金の事業のことでありますけれども、  
非常に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ  
というようなことで、市として、こういうひとり親  
の実態調査、実態の把握といったのはどのぐらいさ  
れているのか、まずお伺いいたします。

**○福祉課長（立野美恵子君）** ひとり親の実態調査  
というのは、広報等とかで、ひとり親であればこう  
いう手当がありますよというのなんかのお知らせを  
して、広報等に努めているところであります。

年に1回、現況報告をするということになってま  
すので、現況等でも調査をしているところでありま  
す。

**○8番（濱田 尚君）** 年1回ということでありま  
すけれども、やはりタイムリーに、直近の状態がど  
うなのかといった、その把握も必要かなと思いま  
す。

そして、収入が減少した世帯への給付ですけれど  
も、収入が大きく減少しているとの申出があった者  
ということで、脱漏対策といったのはどのような考  
えをお持ちでしょうか。

**○福祉課長（立野美恵子君）** 収入が大きく減少し  
た者については、8月に必ず現況届を面談ですると  
いうことになっております。その面談で聞き取りを  
行って実施をするということになります。

あと、児童扶養手当受給世帯の③のコロナの影響  
による直近の状況については、広報等を行い本人に  
申請してもらうこととなります。

**○8番（濱田 尚君）** 本人に申請してもらうわけ

でありますけれども、こういった給付というのは大  
事でありますので、より細かな手立てをしていただ  
きたいと思います。

それと、今後このコロナ対策で、先ほども財政課  
長が市独自の経済対策も進めていくということであ  
りますけれども、やはり商工経済界、そして市民の  
実態調査、そういうのを詳細にしながら、次の市の  
独自の一手を考えていくといったことも考えられま  
すので、そういった調査というのはどのようにお考  
えでしょうか。

**○財政課長（出水喜三彦君）** 経済状況が非常に悪  
いという中において、第2弾を考えていかないとい  
けない状況でございます。

では、どこの分野、あるいはどこの業種、どうい  
った実態があって、どのような影響、補助の対象、  
そういったことを踏まえて施策を考えていくことが  
重要となってまいります。ここにつきましては、  
先に専決処分をさせていただきました中小企業・小  
規模事業者、この支援金がありましたけれども、  
そこにおいて、おおむね減少の幅であったり業種で  
あったり、そういった傾向が見えてくるのではなか  
らうかと思っております。

そういったデータを含めながら、商工会議所ある  
いは商工会、こうしたところでの調査あるいは聞き  
取り、こういったものを踏まえまして、効果的な施  
策を検討してまいりたいと、このように思っており  
ます。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○4番（田中和矢君）** 財政調整基金は市の貴重な  
自主財源で、大事な基金ですが、本補正予算執行後、  
財政調整基金の本年度末の残高は幾らになる見込み  
なのか、お尋ねします。

**○財政課長（出水喜三彦君）** 今回の補正予算を含  
めまして、令和2年度末の残高見込み13億2,241万  
3,000円。13億2,200万円余りを見込んでい  
るところでございます。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○12番（竹之内 勉君）** 10款教育費、同僚議員が  
質問されました関連で少しお尋ねします。

学校のネットワーク環境ですが、3月の補正予算が出ておりましたけれども、これでもう全て整備できるという理解でいいのか。

それと、先ほどICT支援員のお話が出ましたが、これはいわゆるGIGAスクール構想のサポーターのことなのか。そういうことで理解をしていいのかということと、それと、どうしても新型コロナウイルスの関係でオンライン授業のほうにちょっと視点が行ってるんですが、そもそもこのGIGAスクール構想、これについて教育委員会はどう捉えていらっしゃるんですか。もう学校の授業の中でも当然そういう形で取り入れていく状況だと思うんですが、どのような方針を持っていらっしゃるのかということ。

それと、先ほどWi-Fi環境等々、いろんなこれから検討課題も出てくるということで、端末も3月ぐらいかなという御答弁もありましたけれども、端末等々、検討事項も全て整って、児童も端末の利用の仕方も、今もできているんでしょうけれども、実際いざとなったときのオンライン授業はどの辺りの時点でやっていけそうな見通しが立っておれば、そこも御答弁いただきたいと思います。

**○教育長（有村 孝君）** このGIGAスクール構想、御存じだと思うんですけども、また横文字がありまして、GIGA、グローバル社会ですから、Global and Innovation、そして、Gateway for All、つまり、全ての子どもたちに世界で共通するような、働ける、生きていける、そういったような子どもたちを、人間を、人をつくろうという、その出口、出入口だと言われているわけです。

これは文科省が打ち出した構想でございまして、今、構想の二つほど大きなポイントは、先ほど来ありますように、1人1台タブレット端末を整備すると。もう一つは、それが全校一斉にできるような校内システム、通信システムを管理すると。今、1クラス分はあるんです、どこの学校も。パソコン室でタブレットは使えます。プログラミング教育もできています、小学校はもう今年から必須ですから。来年から中学校が必修になります。学習指導要領が変わりますので。中学校は去年、今年、準備をしているわけですが、1クラス分は使えるんだけど、

今度のこのGIGA構想で、全ての学級でも、みんな端末を持っていますから同時に使えると。

ですから、その容量といいますか、それを増やしていかないといけない。そういうシステムをつくらないといけない。これが一つの方法ですね。ですから、子どもたちが将来に活躍していけるような、力強い子どもたちをつくっていくんだと。

そしてまた、授業も今後変わっていくんじゃないかなと思っております。その一つがプログラミング教育で、中学校も今、先生方も一生懸命研修してやっていらっしゃるんですが、特に今回の新型コロナウイルス感染症の拡大のために、大学はほとんどオンライン授業でしたね。みんなタブレットを持っていますので、大学生は。もう従来から、レポートも全部タブレットで担当教官のほうに出していく。またいろいろ情報が入ってくると。フェース・ツー・フェースの講義ももちろんあるわけですが、今回は非常に大学は有利だったということですね。臨時休校にしてもできた、進めていけたということが言えるようでございます。

そういうことで、また今後の授業等につきましては課長のほうから説明していきたいと、オンライン授業ですね。

**○学校教育課長（藏 穂孝一君）** 今、教育長のほうから概要について説明がありましたが、具体的に授業につきまして少し説明したいと思います。

教育委員会では、何よりも、このGIGAスクール構想を通して児童生徒の確かな学力の定着、ここにつなげていきたいというふうに考えております。

このGIGAスクール構想によりまして、具体的には、授業の形態が大きく変わっていくところを考えております。これまでの一斉授業から個別学習や共同学習といった多方向の授業がなされていくようになるというふうに捉えております。そして、どの児童生徒に対しても等しく均一だった授業から、児童生徒の個性や能力に合わせて最適な指導が行えるというような方向性を考えているところでございます。

個別学習ということにつきましては、1人1台端末があるということで、児童生徒一人ひとりの習熟

度や特性に応じた個別学習を行うことが充実していくというふうに考えます。また、その教科が得意な児童生徒はどんどん発展的な課題を解いていたり、逆に、つまづいている児童生徒は教師の端末で十分に把握できますので、教師自らが、例えばその席へと出向いて個別指導を行ったりと、より個に応じた指導が展開できるというふうに考えております。

それから、共同学習ということにつきましては、児童生徒同士の意見交換や発表を通じて、思考力、表現力を高め合うことができるということで、タブレットPCを用いて画面上で複数の意見を整理、共有したり、あるいは、遠隔地の学校や地域の人々と電子黒板等を通じてつながっていくということもできるというふうに考えております。

それから、もう1点は、教職員にとっての校務の効率化、そういったところでも、こういったタブレット等を使っていろいろな校務の効率化を図れるというふうに考えているところです。

それから支援員につきましてはですが、ICT支援員を各学校に二、三名程度派遣しております。株式会社エム・エム・シーから委託をして行っているところでございます。

以上です。

**○12番（竹之内 勉君）** 最終的にいつ頃オンライン授業できるよという目途があるのかというのも質問いたしましたけれども、なかなか難しいのかな。

2年前にですかね、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画が出て、昨年10月にこのGIGAスクール構想が出て、だから、それに新型コロナウイルスが入って、何かもう、前倒し、前倒しで、教育委員会もですけども、現場の先生方のスキルアップが大変だと思うんですよ。

しかし、こういう新型コロナウイルスの関係で、世界のICTの利用の仕方を、日本は遅れているという状況も指摘されたりしておりますので、現場の先生は大変でしょうけれども、スキルアップをしていただいて、何よりも子どもたちのために頑張ってもらいたいという思いで終わりたいと思います。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○9番（中里純人君）** 同じくタブレットの整備に

ついて伺いますけど、臨時休業とかになりますとタブレットを自宅に持ち帰るわけですけど、その際に、落として画面にひびが入ったりとか、飲物をこぼしたりとかというような破損等が心配されるわけですが、これについての補償、サービスというようなものは考えていらっしゃるのか。保護者がそれは負担するのかどうかという点。

あと、家に持ち帰って、スマホより画面が大きいものですから、家でのゲーム障害とかいうのも心配がされるわけですけど、アプリのインストールの制限とかいうような依存症対策は取られるのかどうか。

あと三つ目が、子どもの個人情報とか学習内容の漏えいとかはないのか、セキュリティー対策というのは十分なのかどうか伺います。

**○教委総務課長（瀬川 大君）** まず、1点目の破損したときの対応でございますが、一定の基準を決めて対応できるように、今後、検討をしてみたいと考えているところでございます。

それと、セキュリティー対策でございますけれども、現在考えているのがクラウドを使ったパソコンということで、インストール型ではないということです。ウイルスソフトまでそのクラウドで全て対応している状況だと考えているところでございます。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 先ほどゲーム障害等が心配されるのではないかとこのもございましたけれども、各学校では情報モラル教育というものに大変力を入れておまして、このことに限らず、これはもう以前からですけども、インターネット端末等を使ったトラブルに巻き込まれないように、また、その情報端末を使う上でのいろいろな決まり、そういったものを各学校ではしっかりと教育を行っているというところでございますので、今後ますますそういった情報モラルの充実が必要となるというふうに考えておりますので、教育委員会でもそこを意識して、今後、指導をまた充実させていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている予算議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、予算議案第3号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

予算議案第3号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第15 閉会中の継続審査について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第15、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

△日程第16 閉会中の継続調査について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

△日程第17 議員派遣について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

---

△市長挨拶

**○議長（下迫田良信君）** この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

**○市長（田畑誠一君）** 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、承認及び議決していただき、誠にありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。挨拶といたします。

---

△閉 会

**○議長（下迫田良信君）** これで、令和2年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時21分

## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 1、件名 陳情第5号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和2年6月25日

総務厚生委員会  
委員長 宇都 耕平

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信様

---

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 人口減少対策について
  2. 企業誘致について
  3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  4. 行財政改革について
  5. 生活環境について
  6. 住民福祉について
  7. 健康増進について

令和2年6月25日

総務厚生委員会  
委員長 宇都 耕平

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信様

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
  2. 商工・交通運輸について
  3. 食のまちづくり・観光振興について
  4. 社会基盤の整備について
  5. 教育問題について
  6. スポーツ・文化の振興について

令和2年6月25日

産業教育委員会  
委員長 田 中 和 矢

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良 信 様

---

### 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

1. 議員研修会
  - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
  - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
  - (3) 派遣期間 令和2年7月17日  
令和2年8月20日
  - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員